

平成20年6月3日(1)

開議 10時20分

○議長 秋成茂信君

皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、皆様に申し上げます。

教育課の溝口課長が、先月末、突然の病で急逝されました。ここに本人のご冥福を祈り、1分間の黙祷を捧げたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

ご起立をお願いします。黙祷。

(黙祷)

お直りください。ご協力ありがとうございました。

只今の出席議員は17名です。これより、平成20年第3回豊前市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会で協議の結果、お手元配布の日程表のとおり、本日6月3日から6月20日までの18日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、18日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、2番鎌田晃二議員、16番岡田義則議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。監査委員から、平成20年1月分から4月分までの出納例月検査の報告がありました。各報告書については、事務局に保管していますので、ご了承願います。

それと、私事で恐縮に存じますが、去る5月28日に開催されました第84回全国市議会議長会総会において、私、秋成が、正副議長、通算4年務めたことにより表彰されましたので、僭越ながら、ご報告させていただきます。

日程第4 提出議案の上程及び提案理由の説明を行います。

市長から、付議案件として議案11件、報告3件の提出がありました。

これを一括上程し議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 釜井健介君

本日ここに、平成20年第3回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ご多用のところご臨席を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案は、条例案件8件、専決処分案件3件、報告案件3件の

合計１４件であります。

次に、議案の順序により、ご説明を申し上げます。

議案第４３号は、農村地域工業等導入促進法に基づく、豊前市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。農村地域工業等導入促進法第１０条の地区等を定める省令の一部改正に伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第４４号は、豊前市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。福岡県乳幼児医療費支給制度が改正されたことに伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第４５号は、豊前市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。福岡県母子家庭等医療費支給制度が改正されたことに伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第４６号は、豊前市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。福岡県重度心身障害者医療費支給制度が改正されたことに伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第４７号は、豊前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。健康保険法の一部を改正する法律の施行及び地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第４８号は、豊前市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市営住宅の入居者の安全で平穏な生活が確保されるよう、適正な管理を行うため、暴力団の入居排除に関する規定の整備を行う案件であります。

議案第４９号は、豊前市ふるさとづくり寄附条例の制定についてであります。ふるさと納税制度により、まちづくりに賛同する人々の寄附金を財源として、個性あるふるさとづくりを推進するため、関係規定の整備を図る案件であります。

議案第５０号は、専決処分についてであります。地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に豊前市税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第５１号は、平成２０年度豊前市老人保健特別会計補正予算(第１号)、議案第５２号は、平成２０年度豊前市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第１号)、いずれも専決処分についてであります。平成１９年度末において、歳入が歳出に不足する見込みとなり、予算措置に急施を要したため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める案件であります。

報告第１号は、平成１９年度豊前市一般会計補正予算(第６号)の専決処分の報告についてであります。地方自治法第１８０条第１項の規定により、地方債の一部を専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告するものであります。

報告第2号は、平成19年度豊前市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。地方自治法第213条の規定により、年度内に、その支出を終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、平成19年度豊前市水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてであります。地方公営企業法施行令第18条の2、第1項前段の規定による継続費の通次繰越をしたので、同項後段の規定により報告するものであります。

議案第53号は、豊前市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたため、関係規定を整備する案件であります。

以上、提出議案の概要について、ご説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には、慎重にご審議の上、すみやかにご議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。以上です。

○議長 秋成茂信君

以上で、議案の上程及び提案理由の説明を終わります。
これをもって、本日の日程は、すべて終了しました。

6月11日から13日の本会議において、一般事務についての質問を行います。
なお、議案に対する質疑は、一般質問の最終日に行いますので、ご了承願います。
一般質問及び議案に対して質疑のある方は、本日午後5時までに発言通告書を提出されるようお願いいたします。なお、発言の順序は、通告書提出の順序といたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

散会 10時30分